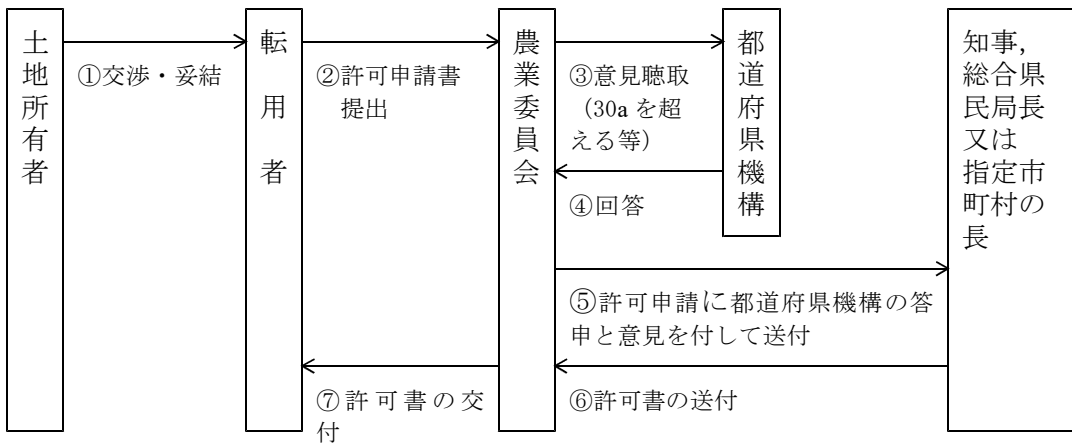
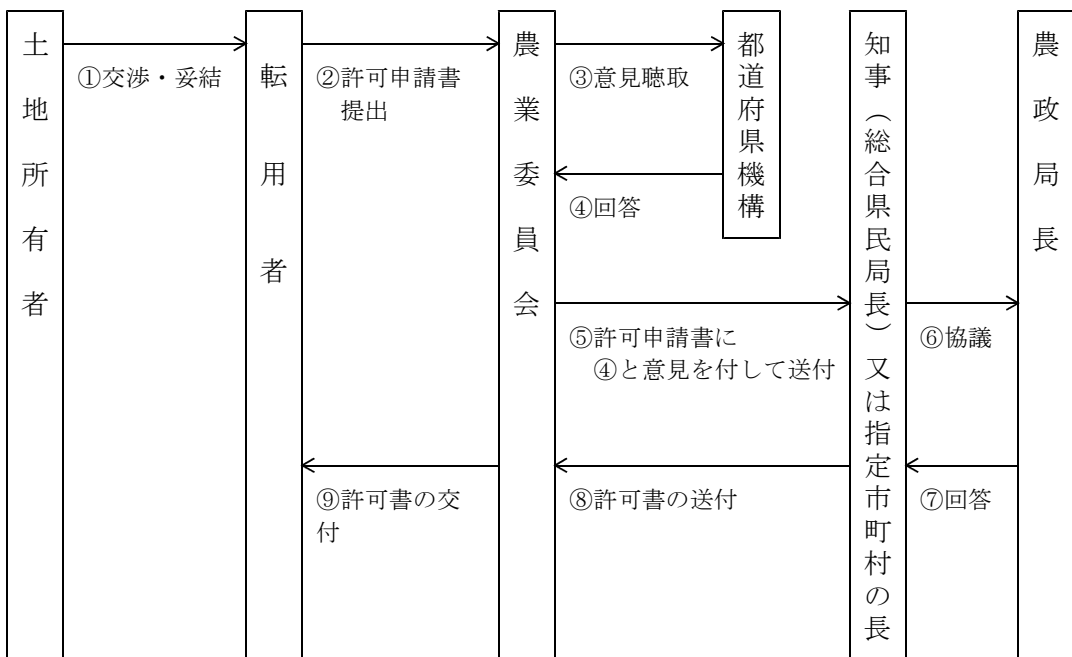


法令名	農地法 〔昭和27.7.15 法律 第 229 号 改正 令和元年.5.24 法律 第12号〕														
制度の趣旨	農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。(法第1条)														
規制等の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>許可が必要な場合</th> <th>許可申請者</th> <th>許可権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条</td> <td>農地の所有者が農地を転用する場合</td> <td>転用を行う者 (土地所有者)</td> <td>県知事 〔権限移譲を受けている市町村に所在する農地については当該市町村農業委員会〕</td> </tr> <tr> <td>第5条</td> <td>農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合</td> <td>売主(農地所有者)と 買主(転用事業者)</td> <td>※ 4haを超える農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。 ※ 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用することができる。</td> </tr> </tbody> </table>				許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	第4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者 (土地所有者)	県知事 〔権限移譲を受けている市町村に所在する農地については当該市町村農業委員会〕	第5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主(農地所有者)と 買主(転用事業者)	※ 4haを超える農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。 ※ 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用することができる。
	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者												
第4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者 (土地所有者)	県知事 〔権限移譲を受けている市町村に所在する農地については当該市町村農業委員会〕												
第5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主(農地所有者)と 買主(転用事業者)	※ 4haを超える農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。 ※ 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ届出すれば転用することができる。												
許可の基準	<p>(1) 立地基準</p> <p>① 農用地区域内農地・甲種農地・第1種農地は原則として不許可。 ② 第2種農地は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可。 ③ 第3種農地は、原則として許可。</p> <p>(2) 一般的基準</p> <p>① 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合には不許可。(他法令の許認可等の見込み、資金計画の妥当性等を審査。) ② 工場、住宅その他の施設の土地の造成のみを目的とする場合は一部例外を除き不許可。 ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には不許可。 ④ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用については、その利用後に当該土地が農地として利用できる状態に回復されることが確実に認められないものは不許可。等々</p>														
農地転用許可手続等	<p>(1) 申請書提出先 許可を受けようとする者は、農地転用許可申請書に必要書類を添付し、転用しようとする農地の所在する農業委員会へ提出すること。 申請から許可に至るまでの手続等については、別紙フローチャートのとおりとなっている。</p> <p>(2) 許可権者</p> <p>① 4ヘクタール以下の転用については、権限移譲を受けていない市町村に所在する農地については総合県民局長または県知事。権限移譲を受けている市町村(阿南市は2ヘクタール以下に限る)に所在する農地については当該市町村農業委員会。 ② 4ヘクタールを超える転用については、総合県民局長又は県知事</p> <p>(3) 農地転用許可の権限移譲を受けている市町村(30年4月1日現在) 徳島市、鳴門市、阿南市(2ヘクタール以下)、吉野川市、三好市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町</p> <p>(4) 総合県民局の管轄市町村</p> <p>① 農林水産部農林水産政策課(徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町) ② 南部総合県民局(阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町) ③ 西部総合県民局(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)</p>														
照会先	農林水産部農林水産政策課(088-621-2391)														

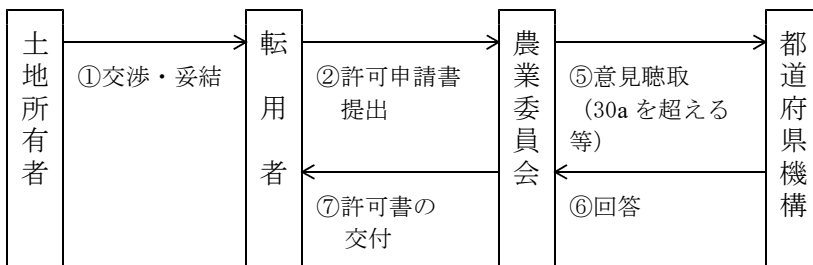
◆知事等許可案件に係るフローチャート例
 <転用面積が4ha以下の場合>



<転用面積が4haを超える場合>



◆農業委員会許可案件に係るフローチャート例



③審査
 ④審議